



行政書士の業務は次の通りです

1. 「官公署に提出する書類」
2. 「権利義務に関する書類」
3. 「事実証明に関する書類」

これらの作成と

その代理、相談業務

4. その他特定業務



上記業務の具体的な内容は下記をご参照ください。

1. 「官公署に提出する書類」 の作成とその代理、相談業務



行政書士は、官公署（各省庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等）に提出する書類の作成、同内容の相談やこれらを官公署に提出する手続について代理することを業としています。その書類のほとんどは許可認可（許認可）等に関するもので、その数は1万種類を超えるとも言われます。

また、許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為について、高い専門性を持つ行政書士が代理することにより、事務の迅速化等が図られ国民の利便に貢献しています。

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。



まずは連絡 相談を

行政書士は暮らしの

身近な法律家

2. 「権利義務に関する書類」 の作成とその代理、相談業務

行政書士は、「権利義務に関する書類」について、その作成（「代理人」としての作成を含む）及び相談を業としています。

「権利義務に関する書類」とは、権利の発生、存続、変更、消滅の効果を生じさせることを目的とする意思表示を内容とする書類をいいます。

「権利義務に関する書類」のうち、主なものとしては、遺産分割協議書、各種契約書（贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇傭、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解）、念書、示談書、協議書、内容証明、告訴状、告発状、嘆願書、請願書、陳情書、上申書、始末書、定款等があります。



3. 「事実証明に関する書類」 の作成とその代理、相談業務

行政書士は、「事実証明に関する書類」について、その作成（「代理人」としての作成を含む）及び相談を業としています。

「事実証明に関する書類」とは、社会生活に交渉を有する事項を証明するに足りる文書をいいます。

「事実証明に関する書類」のうち、主なものとしては、実地調査に基づく各種図面類（位置図、案内図、現況測量図等）、各種議事録、会計帳簿、

貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、申述書等があります。

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。



4. その他特定業務

○ 行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年4月30日法律第29号）附則第2項に規定する経過措置に係る行政書士が行う社会保険労務士法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事務

○ 地方入国管理局長に届出を行った申請取次行政書士が行う出入国管理及び難民認定法に規定する申請に関し、申請書、資料及び書類の提出並びに書類の提示を行う業務

○ 行政書士法第1条の3第2項に規定する、日本行政書士会連合会会則に定める研修を修了した特定行政書士が行う許認可等に関する審査請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成する業務



「たくまくん」ポリシー

切磋琢磨

学芸・技芸に励んで修練すること

逞しい

勢いや意思が力強く盛んである



北海道行政書士会日高支部

Hokkaido Gyoseishoshikai
hidaka shibu

行政書士

検索

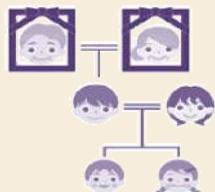
行政書士とは？

行政書士は、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を行います。

業務は、書類作成のみにとどまらず、コンサルティングを含む許認可手続業務・予防法務へと移行してきており、“身近な相談相手”として国民から親しまれ期待されています。

行政書士は、法律専門国家資格者の中でも特に幅広い業務範囲を持ち、国民の生活に密着した法務サービスを提供しております。

行政書士の徽章は、コスモスの花卉の中に「行」の文字を配したもので、調和と真心をあらわしています。この徽章が意味するように、行政書士は社会調和を図り、誠意をもって公正・誠実に職務を行うことを通じ、国民と行政との絆として、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。



2月22日は「行政書士記念日」です

日本行政書士会連合会では、行政書士の自覚と誇りを促すとともに組織の結束と制度の普及を図ることを目的に、2月22日を『行政書士記念日』と定めています。

行政書士は、今後もこの日を行政書士制度の意義を再確認する契機としながら、更なる資質の向上に努め、一層の社会貢献に取り組んでまいります。

なお、当支部も、この日の趣旨に合わせて会員各位の意識の高揚と地域への貢献をお約束します。

【2月22日の由来】

昭和26年に行政書士法が公布された日が2月22日。「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定め、平成19年度より実施しています。



北海道行政書士会日高支部

Hokkaido Gyoseishoshikai
hidaka shibu

056-0025

北海道日高郡新ひだか町静内木場町 2-3-26

菊地淳史事務所内

電話 0146-42-3806 Fax 0146-42-3226

ホームページアドレス <http://www.hi-gyosei.com/>

eMAIL hi_gyosei@yahoo.co.jp

まずは連絡相談を

ぎょうせいしよし

行政書士は
暮らしの身近な法律家

地域に寄り添う

たのしい
くらしを
まもる

北海道行政書士会では

- ・一人暮らし高齢者不安解消
- ・空き家等対策 他

たくまくん
サポート事業を展開しています

北海道行政書士会
マスコットキャラクター



「たくまくん」

あなたの
未来図作りの
お手伝い



北海道行政書士会日高支部

行政書士会日高

検索